

保護者様

令和 5 年 月 日

錦町立錦中学校
校長 中田 忍

出席停止について

お子様は学校伝染病と診断されましたので、学校保健安全法第19条に基づき出席停止を指示します。

(お願い)・医師の診断がありましたら早めに学校にご連絡ください。
・今後、お子様を登校させるときは、医師の診断、証明を受けられ
てから、右の用紙を持たせて登校させてください。

【参考】

1 学校において予防すべき伝染病の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARSのみ)、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、中東呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症 その他指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症

2 出席停止の期間の基準

○第一種・・・治癒するまで

○第二種

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他医師において感染のおそれがないと認められるまで

○第三種

腸管出血性大腸菌感染症	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
その他の伝染病 ※	医師において伝染の恐れがないと認められるまで

※医師の診断により、出席停止の措置が必要な場合があります。
溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等がこれにあたります。

出席停止意見書

1 学年・組年組

2 氏 名

3 病 名

4 期 間 令和年月日から
令和年月日まで

登校証明書

錦中学校長様

上記の疾病は ・治癒しました
・感染のおそれがなくなりました
ので、登校にさしつかえないことを証明します。

令和年月日

担当医